

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年5月13日

支出負担行為担当官

高知刑務所長 金山正美



1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

平成31年度高知刑務所職員宿舎改修等工事

(3) 工事場所

高知県高知市布師田3604-1 高知刑務所

(4) 工事内容

敷地面積 10,045.9 m<sup>2</sup> (宿舎敷地面積)

棟名 一般宿舎 建物用途 住宅建 構造・階数 RC造4階

建築面積 478.08 m<sup>2</sup> 延べ面積 1,912.3 m<sup>2</sup>

工事種目 職員宿舎(A棟)16戸のリノベーション工事

(5) 工期

令和2年1月15日まで

(6) 使用する主要な資機材

設計図書(特記仕様書, 図面, 内訳書等)による。

(7) この工事は, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき, 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本件入札手続は, 入札参加申請手続, 入札手続等を電子調達システム(政府電子調達(GEPS))(<https://www.geps.go.jp/>))により行う。

なお, 電子調達システムにより難しい者は, 支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り, 入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと(本件入札手続において「紙入札方式」という。)ができる。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 当該工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成 31・32 年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 法務省の平成 31・32 年度における建設工事の一般競争参加資格の認定の際に、算出して得た総合数値が 850 点以上 1,000 点未満（C）であること。

- (4) 平成 15 年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡し完了した次に掲げる基準をすべて満たす当該工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業（又は基礎）工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

建物用途 法務省収容施設、庁舎又はその類似施設若しくは事務所

構造・階数 S 造，RC 造又はSRC 造であつて、平屋建以上

延べ面積 50 m<sup>2</sup>以上

工事種目 建築一式工事

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から 14 日以内に当該工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- イ 平成 15 年度以降に、元請として完成引渡し完了した上記(4)に掲げる同種又は類似工事について、地業（又は基礎）工事から完成まで

の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と6か月以上の雇用関係にあること。

- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者(協力事務所を含む。)でないこと又は当該受注業者(協力事務所を含む。)と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (11) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。
- (12) 平成25年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における同種又は類似工事の施工実績及び配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

### 3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒781-5101 高知県高知市布師田3604-1

高知刑務所総務部用度課

電話 088-866-5454 (代表)

(2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

令和元年5月13日(月)から同年7月2日(火)まで

イ 入手方法

(ア) 入札説明書等(入札説明書別冊の図面を除く)は、上記(1)にて  
交付又は電子調達システム

([http://www.moj.go.jp/chotatsu\\_kensetsu\\_chotatsujyoho\\_homu.html](http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html))からダウンロードできる。

(イ) 入札説明書別冊の図面については、上記(1)でのみ交付(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで。)するので必ず入手すること(同図面は上記(ア)の方法によっては入手できない)。

(ウ) 別冊の図面を含む入札説明書等について、電送による入手申し込みは受け付けない。

(3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

令和元年5月13日(月)から同年5月27日(月)までの休日を  
除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 提出方法 電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参若しくは郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和元年7月3日(水)午後3時まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(書

留郵便に限る。提出期間内必着) すること。

イ 開札

(ア) 日時

令和元年7月4日(木)午後1時30分

(イ) 場所

〒781-5101 高知県高知市布師田3604-1

高知刑務所庁舎2階資料室

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行高知支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行高知支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調

査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

(7) 手続における交渉の意図の有無

無。

(8) 契約書の作成の要否

要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。